

令和6年度第2回 あきる野市特別職報酬等審議会 議事録

日 時：令和6年11月5日（火）午後7時00分～午後9時30分

場 所：あきる野市役所5階 庁議室

参加者：審議会委員10人、総務部長、職員課長以下4人

欠席者：なし

次 第

- 1 会長挨拶
- 2 報 告 職員課長より説明
 - (1) 前回議事の確認について
 - (2) 追加資料（2）の説明
諮問の補足
- 3 議 事
 - (1) 報酬の額の方向性について
(報酬額を据え置く、変更する（上げる、下げる）)
 - (2) 改定時期について（報酬額を変更する場合）
 - (3) 特別給（期末手当）の考え方について
 - (4) 答申（項目等）について
- 4 そ の 他 （事務局からの連絡事項等）
職員課長より説明

報 告

- (1) 前回議事の確認について

職員課長 内容をご確認いただき、文言の修正、追加があれば11月7日（木）中までに事務局にご連絡いただきたい。事務局としては、8日（金）を目途に市ホームページで公開したいと考えている。

- (2) 追加資料（2）の説明

職員課長 前回諮問した内容の背景や状況について、口頭での説明だけでなく文書として出した方が良いという意見を頂戴したため、前回の諮問の補足として理由等を記載した文書を今回配布している。

委員 A 諮問の補足について、3 審議内容の（2）に「改定時期について」とあるが、改定することが前提なのか。

職員課長 第1回で配布した令和6年度あきる野市特別職報酬等審議会資料集（以下「資料集」）の資料17の4の（2）の2で、「審議会に諮問する事項は特別職の職員の給料および報酬の額だけでなく、その改定の実施時期についても諮問するものとする」という国からの技術的助言があったため、審議内容に入れており、改定を前提としたものではない。

職員課長 追加資料（２）の資料１については、第１回に配布した追加資料の資料３の２の
期末手当の金額の誤りを修正した、差替資料である。

議 事

（１） 報酬の額の方向性について（報酬額を据え置く、変更する（上げる、下げる））

委員 A 諮問の補足の２ 現行のあきる野市議会議員の議員報酬の額（月額）に議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員と、報酬の額が５項目あるが、この報酬の中には期末手当は入らないのか。

職員課長 事務局としては、この報酬の額５項目が答申をいただきたい内容であり、期末手当については、議論の過程で附帯意見が挙がること等は考えられるが、答申いただきたい直接の内容ではない。

委員 A 議員活動の場合、例えば自分の票獲得のために、市内に出て運動することは報酬の対象になるのか。

職員課長 あくまで報酬については、議員という身分によって発生する報酬という見方ができる。

委員 B 町内会や自治会の活動の中で、いろいろ調整が必要な問題があった際に、議員さんには間に入ってもらったりしている。議員活動といっても、もう少し幅広い活動の実態があり、単純に議会活動だけでなく、こういう活動も見ていくべきだと考える。

委員 A 職員の場合は兼職が禁止されているが、議員さんの場合は他の仕事してもいいのだから生活が苦しくなったら、他の仕事をすればいい。議員さんの報酬の額が433,000円は高いと思う。

委員 C もし報酬を上げるとなった場合、その原資というのはどこからくるのか。

職員課長 あきる野市は国から地方交付税の交付を受けているが、地方交付税の算定に用いる標準的な議員１人当たりの報酬は国が決めている。この議員報酬を上げることによって、単純に市民の税金の負担割合が増えるという話でもないということをご理解いただきたい。

委員 A 資料集の資料８に類似団体の議員報酬等があるが、類似団体が１９市ある中であきる野市は議員の報酬の額が上から５番目に高い。加えて、１９市の平均の報酬の額は404,632円であるのに対し、あきる野市の報酬の額は433,000円であるから高い。私は上げることに反対する。

委員 B 全国の類似団体の比較で見ると、上から５番目という順位であるが、東京都２６市中で最下位、類似団体９市で見ても最下位という状況がある。

東京都という首都圏の中にある自治体と全国的な類似団体では、生活圈や物価等の関係があり、相当違うので、そこは参考にすべきである。

委員 D 追加資料（２）の資料９について、令和４年度にあきる野市の決算状況ということで、議会費の中に議員の報酬も含まれているという話であるが、令和４年度の議会費は歳出の0.7%という比率になっている。この割合は市議会が始まった平成７年からどういう推移をしているか。おそらくどんどん予算の額は上がっているはずなので、議員の報酬が変わっていないのであれば、その割合は下がっていると思うが、その辺はどうなっているのかというところを教えてください。

職員課長 今細かい数字を持っていないが、歳出合計の金額自体は上がっている。議会費が変わっていないと考えると、相対的に構成比は下がっているのではないかと推測される
ところである。

委員 A あきる野市は財政力が弱いので他の市に合わせることはないと思う。やはり全国の類似団体の数値をある程度参考にすべきである。

委員 E 類似団体と比較することは大事だが、全国と近隣自治体とを比べるとどうかという問題がある。全国で比べると、その自治体の生活水準や物価等、他の要素もすべて考えたときに、あきる野市はどのぐらいなのかを考えざるをえないが、一般的に考えると、地方は東京都より税金が低く、生活するにも家賃も安いことが想像できる。その観点から言えば、東京都の類似団体の中での順位で考えるのが通常の見方だ
と思う。東京都の類似団体の中での順位を見ると、あきる野市は下の順位にいると
いう印象があるので、金額をいくら上げるかは別として、報酬の額を上げるべきで
ある。また、職員給について、東京都の人事委員会から非常に高い金額の改定が勧
告されたということは、全体的に給与水準が上がっていく時代を迎えているのだと
思う。職員給には、世の中の基準に合わせようという情勢適応の原則と周りの同じ
ようなものに合わせようという均衡の原則があり、議員さんの報酬についても、同
じ考え方を持つべきだろう。それから、人材確保の問題がある。議員報酬の日額制
を導入していた福島県矢祭町の話が出たが、日額制を廃止したのはおそらく日額制
を続けることが難しい、立候補する人が集まらなくなっている状況であるのだら
うと思う。以上のことから、金額がいくらかというのは違う方向性から考える必要が
あるが、今の時代を考えると、報酬の額を上げた方がいいと思う。

会 長 今報酬の額を上げる、反対と二つの意見が出ている。上げる、下げる、現状維持
とある中で、各委員さん意見があれば発言をお願いしたい。

委員 B 結論から言うと、私も報酬の額を上げるべきだと思う。消費者物価指数を見ると
平成7年を100とした場合の令和4年までの27年間での上昇率と、ここ3年間
での上昇率を比較した場合にここ3年間の上昇率の方が高い。この辺を見て、今回の
人事委員会の勧告があったのではないかと思う。また、先ほど申し上げたとおり、
議員さんは非常に幅広い活動をしている。この辺りを踏まえると、報酬の額を上げ
る方向で検討していくべきと考える。

委員 F 女性から見た意見として、女性も議員さんになったり、いろいろなところで活動す
る中で、子供を持つ方もいたり、子供を持つ持たないは前提にしなくても、生活給
として考えると、議員さんがあきる野市で生活しながら、議員さんの職務を全うし
ていくためには、それなりの報酬はあるべきかと思う。私も子育てを経験して、子
供にかかる費用は議員さんであれ、市民であれ、職員であれ、同じようにかかる。
これからの未来の子供達に対する自分達という部分も考えていくと、やはり今の水
準を少し上げた方が、私としては、女性としての地位確保も出来て、活動もできる
という意味ではお願いしたいところである。

委員 G 職業柄、様々な会社を見る機会があり、役員報酬等を決める時に相談を受けること
がある。その際に一番参考となるのが類似業種という括りで、例えば製造業なら製
造業、それで売上、従業員の数、いろいろなところを鑑みて、類似業種というのを

算出する。その中で、この業者の役員報酬がどのくらいの金額かを算定して、平均を出し、この金額は過大じゃないので大丈夫だと評価する。それと株価の問題も類似業種の利益や従業員数等を参考にしている、その際に税務署の立場からすると、平均だから大丈夫だという見方がある。これは属性と言われていて、地域属性、業種属性、いろいろな属性がある。そんな中で、資料集の資料2「東京都26市の概要（議員等）」を参考にしていきたいと思う。例えば狛江市とか清瀬市を見ると、議員さんの数や報酬の額等があきる野市と似ている。これは参考になると思う。また、議員報酬は平成7年9月から1回も変わっていない。人員確保等様々な理由があるかと思うが、社会情勢を鑑みたら報酬を上げるのはありなのかなと思う。ただ、懸念は税収の確保とか歳出の方も検討すべきで、いろんなところから鑑みて報酬の額を決定するという事によいと思う。

委員 H 民間企業では事業計画を立てるが、今回の議論のように上げるか上げないかの前に、上げることができるのかどうか、また、上げるためにはどのくらいの収益を確保すべきか、どのくらいの事業量でやるべきかということから始める。今回のような話で議員さんの普段の活動、例えば私の知る議員さんは24時間議員さんの看板を背負って活動されてるような方という印象があるので、財政力というか、上げる余地があれば、ぜひ上げるべきだと思う。

委員 I 結論から言うと私も引上げていいと思う。議員さんは、お金がなければ働けばいいという話もあったが、議員全員は知らないけれど、私の知る議員というのは、議会のない時も、街の中で色々活動しているし、我々が困ってる時助けてくれている。そういったことを考えると、議員報酬も生活の一部になっていると思う。金額はわからないけども、上げていいのではないかなと思う。

会長 皆様方からいろいろ意見を頂戴した中で、議員報酬の額を上げてもいいのではないかなという意見が多数あるかと思うので、採決をとらせていただく。議員報酬の額を上げていいと思う委員は挙手をお願いしたい。

【委員10名中、9名が挙手】

会長 賛成多数のため、報酬額を上げる方向で審議を進める。次に具体的な金額を決めていく。議長、副議長、委員長等、議員それぞれの報酬の額がある。まずは、一つ基準になるよう、議員の報酬の額433,000円を、どの程度上げるのが妥当なのかを決めて、それから、議長、副議長、委員長等の報酬の額を議員の報酬額と同額引き上げるのか、それとも職責の差を考慮して、差を設けるのか、その辺のところ鑑みながら決めていきたいと思う。

委員 B 事務局に確認で、資料4の人事委員会の勧告等の概要3の(2)のアの給料表の内容で、人材確保の観点から初任層に重点を置きつつ、職務の級の職責差を一層給与へ反映させる観点から、各級においてメリハリをつけた改定《平均改定率2.7%》とあるが、この率の決め方について情報としてわかるものはあるか。

職員課長 令和6年人事委員会勧告等の概要の2(2)で、全職種の平均年齢41.5歳の人が、民間従業員の場合、平均419,425円支給されていて、一方で東京都の職員の場合、

平均 408,830 円支給されている、その公民較差が 10,595 円、2.59%ある。我々は5級制度の給料表を使用しており、一般的に職員は1級職で採用されるが、現在、その新規の人材確保が国も地方も困難で、加えて民間企業が給料を上げて人材確保に躍起になっているという状況があるため、今回の給与改定では1級職が一番金額が上がっている。例えば私の4級職は、6,000円くらいしか給料が上がらないのに対し、1級職は2万円くらい上がるというように、各級でメリハリをつけた改定となっており、その平均をとったのが2.7%となっている。実際は、この例月給の中に、給料に連動して影響する地域手当等、割合で支給してる手当があるので、そういった部分も踏まえた給料表の改定を東京都においてしており、結果として2.7%の改定になっている。

委員 E 令和6年の人事委員会の勧告だと、平均改定率2.7%ということで、議員さんの給料を2.7%改定した場合、いくらプラスになるのか参考に伺いたい。

職員課長 議員さんの報酬額として、現行の433,000円に2.7%プラスすると11,691円プラスになる。

会 長 具体的に上げる金額をこの場で決めるというのは非常に難しいと思う。ただそうは言っても、第3回の審議会では答申を出す方向で決めていかなければいけない。事務局の方で、減額、増額という方向性が決まった場合の準備として、案を用意しているかと考えるが、もし案があればお示しいただきたい。

職員課長 事務局としても見直した場合の影響額が一番論点になるかと思い、試算した資料というのは一応用意しているので、これからお配りする。

【各委員に資料「議員報酬の引上げ額について（案）」を配付】

職員課長 フラットに考えていただきたいという大前提で（案）と書いており、引上げ前提の資料ではないことをご理解いただきたい。1枚目の1の引上げた場合の影響額について、割合で引上率を一定定めた場合に、議員さんの報酬の額433,000円をベースに、0.5%から6%まで引き上げたら、どのくらいの金額が上がるのかという試算である。これは1人当たりの数字で、例えば6%上げたら、毎月25,980円引き上がって、期末手当を含む年間の影響額というのが、43万程度という見方である。次に2の引上げ額（案）について、案1は先ほど人事委員会勧告で、給料表の1級から5級までメリハリをつけた改定という話があったが、議員さんの報酬の額433,000円は大体3級職の平均辺りであるという前提で、3級職以上の平均改定率を試算すると今回の勧告では約2%なので、9000円上げるという例である。それから裏面の案2、これは過去4年間の給料表の平均改定率というものをプラスすると、3.98%なので、17,000円上げるという例である。これはまた後程議論になるかと思うが、今後報酬等審議会自体をどのくらいのスパンで開催するのか、また30年間やらなくていいのか、或いは毎年やるべきなのか、議員さんの任期4年毎にやるべきなのか、いろんな意見があるかと思うが、例えば4年間で給料表の平均改定率を見るという場合が、案2の例である。それから案3について、あきる野市を含む東京都の類似団体9団体の議員報酬の平均額が458,111円で、あきる野市の433,000円と比べると、25,000円程度の差

があるので25,000円上げるという例である。それから3枚目、A4横の資料で、これは前回配布した資料に議員定数の部分がプラスされた資料である。4枚目については、先ほど話した東京都の類似団体9団体の議員報酬の平均額が458,111円というのを抜粋したものである。5枚目は、全国の類似団体比較で、あきる野市の類似団体は、全国では109団体あり、第1回目の資料と若干異なるが、全国109団体と比べると、109団体の議員報酬の平均額が415,427円で、あきる野市は109団体中39番目である。それから6枚目以降は試算資料で、例えば金額を1万円上げた場合、東京都26市における順位がどの辺りになるかを議長、副議長、委員長等、議員さんまでを比べたものが一番最後の資料まで続いている。今配布した資料はあくまで引き上げることを前提として作ったものではなく、金額の議論となった場合の資料として提供するものなので、そこは誤解のないようお願いしたい。

委員 H 先ほど事務局の話の中で、この特別職報酬等審議会の今後のスパンについて話も出たが、何年に1回見直すとか、毎年続けていくとか、その方向性がある程度決まっていなくて賃金の改定幅というか、物差しが変わってくるので、その辺の議論を加えた方がいいと思うがいかがか。

職員課長 あきる野市の報酬等審議会は、市長が改正の条例を議会に提出しようとする時に意見を聞くという性質のもので、実績としては30年間開催してこなかった。今回の議論の中で、今後何年間かの内に会議を開いて審議するという前提で、皆様のご意見をいただきたいというのが事務局の立場である。

委員 B ある一定の期間でやるべきだと私は考える。30年やっていないというのはやはり異常だったのかと思う。では何年に一度かとなると、確かに難しいけども、先ほどの議員の選挙毎にやるという考え方はあると思う。一定の間隔、それが何年にするかだけでも、一つの考え方は、議員の選挙毎かなと、これは皆さんの意見を聞いて検討したい。

委員 D 審議会の開催スパンという意味で、私は他の自治体の方でも審議会の委員をしているが、審議会の委員の任期が2年で決まっていて、必ず2年に1回は開催している。また別の自治体では審議会を開催する度に、委員を決めて開催していた。いろいろなやり方があると思う。

委員 E 任期の話があったので、私も考え方を話しておきたい。先ほど話したが、給料というのはその時の情勢を反映するのが基本的なルールである。人事委員会勧告をずっと見てると分かると思うが、マイナスの給与改定という時もある。上がるばかりではなく、下げる場合もあるので、開催スパンが長くなれば、給料が下がり続けた場合に、議員さんの報酬がそのままになってしまうという逆の面もでてくる。議員さんの任期4年で考えれば、その任期の中で1回改定するかしないか議論することはその時代の市民の意見を聞くという意味でも大事なことで、その時の状況で下げるか、維持するか、上げるかを皆さんで審議するのがいいのではないかと私は思う。

(2) 改定時期について（報酬額を変更する場合）

会長 そうしたら、金額の(1)の前に先に(2)を決めた方が進めやすい気がする。審議会の改定時期の検討を先に決めさせていただき、その後、先ほど提示いただいた金額の案1から案3までの方を決めさせていただくような形で進行させていただく。

職員課長 先ほどの私の説明の中では市長が諮問すると言ったが、当然市長は、公選職なので、その時によって市長が変わる可能性がある。常設の報酬等審議会と、あるいは市長の判断で都度開く、常設でない審議会とで条例の作りが違うという部分を補足させていただく。あきる野市の報酬等審議会条例は、その必要の都度、市長が諮問をして、審議が終了した時に、任期が満了するという規定の条例になっている。それから、先ほどの議事（２）の改定時期というところの意味について、開催周期の部分と、皆様から提案いただく答申の金額に見直す時期というのも両方含めた改定時期ということで書かせていただいている。

委員 G そうすると、条例改正が必要ということか。

職員課長 常設として開くという話になると、条例改正が必要だと思う。

委員 B 審議会の意見として４年に１回という意見が出てるけども、もし、４年に１回定期的にやるという方向性になれば、条例改正が必要なので、すぐにはできない。当然議会にかけて、条例改正の手続きが必要になるだろうと思うが、事務局いかがか。

職員課長 条例で定めて諮問させていただいてる内容で、そういったことを答申の中に付帯意見として、審議会の意見として載せた場合に市長がどう判断するかだと思う。条例改正には、条例改正に対する市長の考え方、或いは議員提案なら、議員さんの考え方がいろいろあると思うので、皆様の議論の中で、そういった意見が出たときには、それをまずは答申にどう盛り込むかということを経験いただくのが大事だと思う。

委員 E この問題は諮問されていない内容なので答申には載せられないと思う。定期的な開催がもし審議会の総意であるならば、それは当然付帯事項に入ってくることで、それを受けて、最終的には、議員さんや市長がどう判断して条例改正につなげるかだと思う。答申書は決定事項ではないので、最終的に議会を通らないと、我々の意見は反映されない。ただ、皆さんの総意で意見として出てるということであれば、それは大事なことで、付帯意見にそれを載せることは必要である。それで、私がさっき言ったように、議員の任期の中で１回ぐらい開催した方が、そのときの情勢を的確に反映できるのではないかという意見である。

会長 答申の中に４年に１回の審議会開催について審議会の意見として盛り込むという方向で決めさせていただきたいと思うが、よろしいか。異議がなければ挙手をお願いしたい。

【委員総員挙手です承】

会長 その方向で決定し、事務局の方で、そのような文言を盛り込んでいただくようお願いする。それでは（１）の方に戻り、先ほど事務局から提案いただいた３つの案について、皆様方から再度意見を頂戴したい。

委員 B 付帯意見として、議員の任期４年に１回、報酬等審議会を開催し、検討するという話を踏まえると、案２の令和２年から令和６年度の４年間の給料表の改定率を根拠に、今後これをベースに考えれば整理しやすいと思う。

委員 G 三つの案の中のいずれかの選択肢で私はいいと思う。ただ、上げた時にどのように、財政に影響でるのか、例えば、東京都内の９つの類似団体と比較して、議会費が歳

出の何%ぐらいになっているかというところも数字を見てみたい。

委員 E 財政の中の議会費の割合は一つの指標になりうると思うけども、必ずしも財政規模が2倍だから議員さんの数も2倍いるというわけではないので、一律に同じ物差しではかること自体も難しいと思う。

私は実際に自分の仕事として報酬等審議会の仕事をしたことがあり、私がいた自治体は定期的を開催するルールが決まっているので、資料としては、開催スパンで給与改定率がどのくらい変化しているか、ずっとマイナスであればマイナス、プラスになったりマイナスになったりすれば現状維持という意見になることが多い。今回、開催スパンを4年にするのであれば、この4年間の平均改定率で上げた方が説明がしやすいので、私も案2がいいと思う。

会長 三つの案の中から、案2がいいのではないかという意見をいただいている。この案2の考え方で決定させていただきたいと思うがよろしいか。よろしければ、挙手をお願いしたい。

【委員総員挙手です承】

会長 案2の考え方で決定させていただく。続いて、議長、副議長、委員長等の報酬額を決めていただきたい。事務局からの案を考慮し、皆様方から再度意見を頂戴したい。

委員 B 議長、副議長、委員長等の率も先ほどと同じ考えでみてはどうかと思う。

会長 他に今の意見とは別意見の方はいますか。

【挙手なし】

会長 いないようなので、先ほどの議員と同様に、議長含め委員長までの役職の報酬の額も同率で上げるということで決定させていただきたいと思うがよろしいか。よろしければ、挙手をお願いしたい。

【委員総員挙手です承】

会長 同率で上げるということで決定させていただく。

(3) 特別給(期末手当)の考え方について

職員課長 期末手当については直接の諮問事項でないという話をさせていただいたが、これまで30年間、一般職の特別給の見直しとのバランスに配慮して、例えば今年0.2月の引上げ提案をしていきたいと事務局としては考えている。一般職は期末手当と勤勉手当があるが、議員さんに対しては、期末手当を支給することができて、勤勉手当は支給できない。その裏には、当然勤勉手当の業績というものを測り得ない部分があり、それを制度に落とし込むのは無理があるだろうという法律的な裏付けがあると思う。その中で、一般職は今年0.2月を期末手当と勤勉手当それぞれ0.1月ずつ引き上げ

るが、議員さんにおいては、期末手当の方で0.2月を引き上げるというのが、我々のこれまでの考え方であり、議会に提案してる内容で、他の市町村における改定の状況を見ても、一般職に準拠をしている団体が多い状況である。一般職と議員さんとの給与のあり方等に影響するものなので、議員さんの中でも議論があるべきところであるし、議会の議事録を見ても、これまでもいろんな議論がされてきた部分である。このことについて皆様の意見をいただきたい。

委員 A 職員の勤勉手当相当分はマイナスすべきだと思う。

委員 E 他団体均衡の観点で、どこの自治体もそういう制度をとって変えていないということ言えば、今の段階ではそれをあきらめる野市だけ覆すだけのロジックは見つけにくい。

委員 B 職員の勤勉手当相当分をなくす根拠というか、考え方が難しい。この分、議員さんに一生懸命働いていただければと思う。

委員 D 一般職は期末と勤勉で別れているけど、議員の期末手当は名前が期末手当で別に勤勉手当を含んでいるとかそういう意味合いではないと思うので変える必要性は感じない。

会 長 今ご審議いただいた特別給(期末手当)の考え方について、答申の付帯意見として、扱いたいと思う。

(4) 答申(項目等)について

職員課長 今日いただいた意見を答申の案としてまとめ、第3回の会議の前に、各委員さんにお示しして、意見をいただきたい。なお、先ほど改定時期の話をしたが、仮に今案2の17,000円という金額で上げるとした場合、いつ上げるかということも議論いただきたい。全体の手続きの説明をすると、今回の答申を受け、市長としては皆様の意見を尊重し、議会に対し条例案として、議員さんの報酬の条例改正に動き出す。定例会の開催時期を考慮すると、早くても次回3月が直近の条例の審議となる。また、自治法の規定で、予算の裏付けができない条例案は一方的に出せないため、報酬の改定条例案を出すと同時に、新年度予算でその金額を担保しないと駄目というルールになっているので、補足させていただく。

会 長 事務局の準備期間等を踏まえると、事務局の方では、どの時期がいいかをお示しいただきたい。

職員課長 令和7年の4月からがスケジュール的には最短である。

会 長 タイミング的には令和7年度の4月1日以降ということで、それでご異議なければ挙手をいただきたい。

【委員総員挙手終了承】

会 長 改定時期については、令和7年度の4月1日以降ということで決めさせていただく。

その他

事務局 答申書の案、第2回議事録、第3回開催通知は11月18日の週を目途に各委員に送付する予定である。修正等ある場合は12月6日を目途に事務局までご連絡いただきたい。第3回の開催日は、12月17日（火） 午後3時から開催を予定する。